

佐用町暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、暴力団排除条例（平成24年佐用町条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。  
(契約からの暴力団の排除)
- 2 乙は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び同条第3号で規定する暴力団密接関係者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの建設工事又は業務委託の一部について締結する請負契約又は委託契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 3 乙は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約の第2項から第6項まで、第9項、第10項、第13項及び第14項に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 乙は、次のいずれかに該当するときには、甲に報告しなければならない。
  - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
  - (2) この契約の履行に関して工事又は業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
  - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。  
(役員等に関する情報提供)
- 5 甲は、乙及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、次に掲げる者（乙及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
  - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、乙又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - (2) 乙又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時建設工事の請負契約又は業務の委託契約を締結する事務所の代表者を含む。）
- 6 甲は、乙から提供された情報を兵庫県佐用警察署長（以下「佐用警察署長」という。）に提供することができる。  
(佐用警察署長から得た情報の利用)

- 7 甲は、乙及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかわりに、佐用警察署長に意見を聴くことができる。
- 8 甲は、佐用警察署長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の契約担当者（財務規則（平成17年佐用町規則第33号）第2条第6号に規定する契約担当者をいう。）が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することができる。
- （甲の解除権）
- 9 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、建設工事にあつては建設工事請負契約書第47条第2項及び第3項の規定を、業務委託にあつては業務委託契約書第13条第4項及び第5項の規定を準用する。
- （1） 役員等が暴力団員であると認められるとき。
  - （2） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - （3） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - （5） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - （6） 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - （7） 乙が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - （8） 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、乙がその事実を知りながら甲への報告を正当な理由なく怠ったとき、乙が下請契約等の受注者とのこの特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他乙が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- （解除に伴う措置）
- 10 前項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。
- 11 第9項の規定によりこの契約が解除された場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置をとるものとする。
- （1） 建設工事 建設工事請負契約書第50条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」とあるのは、「暴力団排

除に関する特約第9項の規定」とする。

- (2) 業務委託 業務委託契約書第13条第2項及び第3項の規定を適用し、同条第2項中「前項の規定」とあるのは、「暴力団排除に関する特約第9項の規定」とする。

(違約金の徴収)

- 12 第9項において準用する建設工事請負契約書第47条第2項の規定による違約金の徴収については、建設工事請負契約書第52条の規定を、業務委託契約書第13条第4項の規定による違約金の徴収については、業務委託契約書第15条の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

- 13 乙は、この契約の契約金額が50万円を超える場合には、甲に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

- (1) 乙が暴力団等でないこと。  
(2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。  
(3) 乙は、この特約の条項に違反したときには、第9項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。  
(4) 第4項に基づく報告を行い、又は報告と同じ内容を警察に届け出ること。

- 14 乙は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が50万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

(乙からの協力要請)

- 15 乙は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、甲及び佐用警察署長に協力を求めることができる。